

とっとり SDGs 企業認証

申請の手引き



公募期間：令和8年4月8日（水）～5月15日（金）

令和8年3月 鳥取県商工労働部

【問い合わせ先】

鳥取県商工労働部商工政策課 とっとり SDGs 企業認証担当
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
電話：0857-26-7602 F A X：0857-26-8117
メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

目 次

1. とっとり SDGs 企業認証制度の概要	3
2. とっとり SDGs 企業認証 令和 8 年度春公募	6
3. 申請書の記載方法	7
4. 審査のポイント	9
5. 申請内容の変更	10
6. 進捗報告	10
7. 情報公開	10
8. 認証の取消	11
9. 申請書の記入例	12
(様式第 1 -1 号) とっとり SDGs 企業認証申請書	12
(様式第 1 -2 号) とっとり SDGs 企業認証申請概要書	14
10. よくある質問と回答 (Q&A)	16
11. 参考情報	19

1. とっとり SDGs 企業認証制度の概要

(1) 制度の背景・目的

○鳥取県では、地域社会や自然環境、県内産業を持続可能なものとしていくため、以下の計画に取り組んでいます。

- ✓ 「鳥取県の将来ビジョン」の基本理念: 持続可能な地域の発展
- ✓ 「鳥取県産業振興未来ビジョン」の基本目標: 県経済・産業の活力を引き出し、持続的発展を実現する
- ✓ 「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」の方針: 環境に関連する SDGs の達成に向けた施策を「暮らし」、「地域」、「経済」において展開し、持続可能な社会の創造を目指す

○企業活動においては、ESG 投融資市場の拡大に伴い、経営の持続性・発展性の判断材料として非財務情報開示について投資家からの要求が高まっているなど、経営環境に大きな変化が生じてきています。

※ ESG 投融資：国内外企業における事業活動の価値判断の一つとして、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の3分野を総称した「ESG」を判断材料として重視する投融資。

○こうした流れは、大企業やグローバル企業のみならず、地域の中小企業・小規模零細企業（以下「中小企業等」）にとっても、目の前の課題となりつつあります。

- ひとくちメモ** SDGs に関する世の中の動向
- トヨタ自動車や米アップル社などの大企業は、サプライチェーン(供給網)を通じ、労働者の人権配慮や CO₂ 排出量削減の要請を始めています。
 - また、中高生のころから SDGs を学んできた「SDGs ネイティブ」の学生にとって、SDGs に取り組んでいることが、就職先を評価する基準のひとつになってきており、人材確保の面でも必要性が出てきています。

○このような中、県内中小企業等の SDGs・ESG の取組を後押しするため、令和4年4月にとっとり SDGs 企業認証制度を創設しました。

(2) とっとり SDGs 企業認証制度とは

○本県が創設した「とっとり SDGs 企業認証制度」は、中小企業等が SDGs・ESG 経営に取り組む際の羅針盤として活用できるよう、国際的な様々な開示基準などをもとに、SDGs との関連性や重要性が高い評価指標群を再構成し、定量的・定性的に評価する仕組みとしています。

○SDGs が求められる時代の中で、持続可能な企業経営を進めるきっかけとして、また、そうした企業の姿勢を様々な利害関係者（ステークホルダー）に対して見える化するツールとして本認証を活用いただき、県内企業の価値向上につなげていこうとするものです。

とっとり SDGs 企業認証制度の概要

持続可能な地域社会、産業の持続的発展とともに、将来の事業継続を目指す県内企業の取組を「社会」「経済」「環境」の3側面から評価し、認証する制度

- ① 認証の有効期間 認証取得日から 3年間
- ② 認証後の PDCA 取組状況を点検するための 進捗状況報告書を1年ごとに提出
- ③ 認証の更新 認証の有効期間満了の日の 2か月前までに更新申請

(3) 認証に取り組む主なメリット

① SDGs 視点での経営の再確認

SDGs は企業の持続可能性を高める観点でも関連性が高いため、SDGs 視点で自社の経営を網羅的に再確認し、強みの把握や不足する部分への気づきを得るためのツールとして、本認証をご活用いただけます。

②客観的基準によるSDGsの取組のPR

ホームページへの掲載や採用活動など、経済活動の様々な場面において、公的な認証という一定の客観性がある形で、SDGsへの取組状況をPRしていただくことが可能です。

※認証を取得すると、「とっとりSDGs企業認証」のロゴを名刺やホームページなどで使用することが可能になります。

これにより、ひと目で認証基準を満たすSDGsの取組を行っていることを、社内外にPRすることができます。

とっとりSDGs企業認証の公式ロゴマーク



令和6年度の認証事業者アンケートでは、認証を通じて感じている効果として8割の事業者が「企業イメージの向上」を回答



③県による認証企業のPR

認証を取得した企業（認証企業）の取組を、県ホームページで公開するとともに、認証取得後も継続的に、様々な場面で幅広く紹介するなどのPRを行っています。

<これまで実施した県PRの例>

★認証企業の取組をまとめた事例集等の作成

県SDGsイベントや講演会などで配布

★県内大学等での認証企業による

事例発表や工場見学の実施



④学生・大学等と連携した課題解決の取組

公立鳥取環境大学との共創によるSDGsの課題解決に向けた取組を進めています。

(狙い)

- ・環境大の環境学部と経営学部それぞれの知見を活用し、県内企業の課題解決につなげる。
- ・SDGs ネイティブとも言われる学生との接点を増やし、学生に対する企業の魅力を発信し、学生からの企業活動へのフィードバックも期待。



(4) 認証取得前後のSDGs取組強化支援

①SDGs経営の推進に向けた取組経費補助

補助金と企業版ふるさと納税を組み合わせ、最大で企業負担がゼロとなる支援事業を実施

ア 補助金

	社会課題解決型	SDGs経営推進型	循環経済対応型(R8創設)
対象者	認証企業	認証企業 (R8対象化) 認証取得を目指す企業	認証企業
対象経費	社会課題解決型ビジネスの 試行・実証等に要する経費	SDGs経営戦略の構築・見直しに 向けた調査・分析等に要する経費	自社商品の製造等に係る資源価値最大化、資源消費 最小化、廃棄物発生抑止等の取組に要する経費
補助率等	補助率 1/2 補助上限 100万円	補助率 2/3 補助上限 30万円	補助率 2/3 補助上限 500万円 (下限額 150万円)

イ 企業版ふるさと納税ティアップ奨励金

支給対象	アの補助事業者
支給上限	寄附額について、 ①の補助金額と同額を上限に支給

(参考) 企業版ふるさと納税ティアップ奨励金とは・・・
 ・企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは、地方創生の取組（本事業）に対し、県外企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度。
 ・地方創生とSDGsの親和性が高いことを捉え、とっとりSDGs企業認証制度や認証企業のSDGsに貢献する取組等について紹介・情報発信し、賛同や共感を得て、寄附や事業連携につなげようとする仕組み。

②資金調達支援

県制度融資の超長期の新規需要開拓設備資金に設けた「SDGs 特別枠」により設備投資等を支援

資金用途	認証に基づき取り組む事業に必要な設備資金、運転資金
融資期間	20年以内（据置5年以内）
融資利率	当初5年間で1%に引き下げ

③企業間マッチング

オンラインプラットフォームを活用し、認証企業の取組を幅広く周知することで、認証企業とSDGs経営に関心のある県内外企業等とのパートナーシップ構築に向けたマッチングを推進

★取引拡大に向けたビジネスマッチング

（独）中小企業基盤整備機構が運営するオンライン・ビジネスマッチング・サイト「J-GoodTech（ジェグテック）」における特集ページの設置、三井住友海上火災保険(株)のネットワークを活用したビジネスマッチング支援

★地域課題に対応したパートナーづくり

鳥取県が運営する「とっとりアイデアマーケット」は、アイデアをマッチングして地域課題の解決と、SDGsの達成への貢献を目指す



(5) 県内企業におけるSDGs経営の推進、認証取得に向けた支援

①SDGs経営伴走サポート

○関連施策も効果的に組み合わせ、企業ニーズに応じ分野別専門家により取組強化を支援

＜対応可能な専門分野の例＞ ※下記以外の分野でも、県や関係機関による支援施策など、幅広くご案内します。

分野	内容
SDGs経営	SDGs経営推進、社会課題解決型ビジネス、従業員への浸透などに関する相談
労務管理	労働災害・ハラスメント等の防止、働き方改革に係る社内規定整備に関する相談
企業法務	コンプライアンス（法令順守）に係る制度整備等の相談
環境マネジメント	温室効果ガス排出量の見える化や、削減目標の設定
BCPサポート	事業継続計画（BCP）の策定、感染症・セキュリティ等の対応分野拡大、点検・見直し
情報セキュリティ	社内情報セキュリティの整備、見直し、社内周知等の相談

②SDGs経営転換促進

○SDGs経営への転換を促進する普及啓発セミナーやワークショップを開催

③SDGs企業認証の取得を目指して行う調査分析を支援

○とっとりSDGs企業認証の認証取得に向けた、自社のSDGs経営戦略の構築・見直しに向けた取組に係る事業の調査・分析等に要する経費に対する補助（補助率2/3、補助上限額30万円）

※R8年度から認証企業を対象に拡充します

④関係機関によるサポート

○関係機関によるSDGs経営促進に向けた各種支援

＜関係機関による主な支援の例＞ ※詳しい内容やその他の支援については、各社へお問い合わせください

- ◆ 山陰合同銀行 ごうぎんSDGs私募債、ごうぎんサステナビリティ・リンク・ローン、ごうぎんSDGs経営サービス、SDGs社内研修の企画・運営支援、SDGs企業認証サポート含む関連事業支援 など
- ◆ 鳥取銀行 とりぎんSDGs私募債「ふるさと未来応援債」（認証取得者を対象に私募債手数料を割引）、SDGs企業認証申請書類作成支援、CO2排出量の見える化ツールの提案 など
- ◆ 信用保証協会 ESG型特定社債保証制度
- ◆ 信用金庫 鳥取信用金庫：しんきんSDGs私募債、CO2排出量可視化ツールの提案
倉吉信用金庫：しんきんSDGs私募債、CO2排出量可視化ツールの提案
米子信用金庫：よなごしんきんSDGs私募債、よなごしんきんSDGsローン、CO2排出量可視化ツールの提案
- ◆ 三井住友海上火災保険 SDGsの経営への落とし込みなど申請の準備段階から、人事労務、人材育成等の体制整備まで総合的にサポート

2. とっとり SDGs 企業認証 令和 8 年度春公募

(1) 対象者

鳥取県内に事務所又は事業所を有する営利事業を営む事業者

(2) 申請受付期間

令和 8 年 4 月 8 日（木）～令和 8 年 5 月 1 5 日（金）

(3) 提出書類

- ・ 様式第 1-1 号：申請者の概要などを記載する申請書
 - ・ 様式第 1-2 号：申請概要を記載する様式
 - ・ 様式第 2 号：「社会」「経済」「環境」の各側面 10 個（合計 30 個）の取組項目について、チェックリストに基づき、直近 1 年程度の具体的な取組、2030 年の目標、今後 3 年間の取組などを記載するチェックシート
- ※以下については根拠資料の添付が必要です。（このほかにも根拠資料をお願いする場合があります。）

番号、取組項目	チェックリスト	根拠資料
社会 4 障がい者が働きやすい職場づくり	障がい者雇用率	障害者雇用促進法に係る障害者雇用状況報告の写しなど
環境 4 燃料消費量の可視化と削減 (Scope1)	Scope1 の CO2 排出量	計算ファイル、集計ファイルなど
環境 5 電力消費量の可視化と削減 (Scope2)	Scope2 の CO2 排出量	
環境 6 再生可能エネルギーの導入	全使用電力に占める再エネ電力の割合	
環境 7 廃棄物の削減	総廃棄物発生量	
環境 8 水資源の適正な管理	年間使用量	

- ・ 定款及び会社パンフレットなど申請者の事業概要がわかる資料（個人事業主は定款は不要）
- ・ 決算書（直近 2 期分、個人事業主は確定申告書類）
- ・ 鳥取県が課税するすべての県税に未納がないことが確認できる書類（納税証明書 等）

(4) 申請方法

- ・ 電子申請による申請のほか、電子メール、郵送による申請も可能です。

（電子申請による申請）

以下のアドレス又は二次元バーコードからアクセスしてください。
また商工政策課のホームページからもアクセスできます。
https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20576



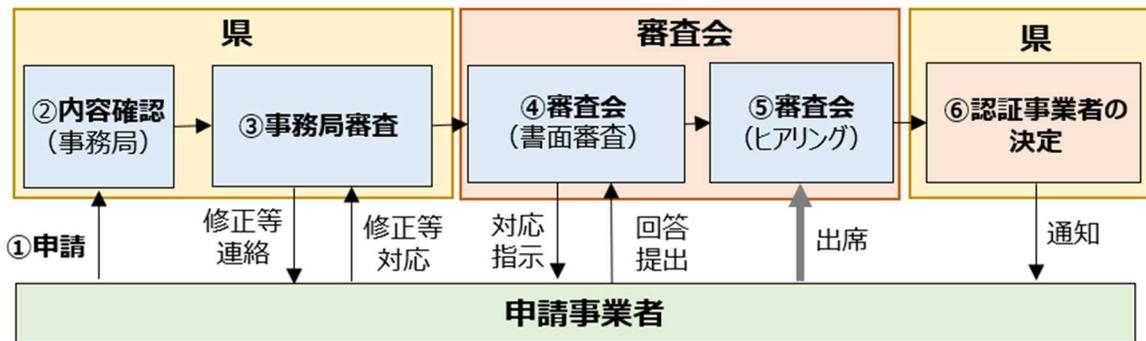
（電子メール又は郵送による提出先）

商工労働部商工政策課 SDGs 企業認証担当宛て
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
電話：0857-26-7602 / FAX：0857-26-8117
メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

(5) 認証までの主な流れ

ステップ	主体	対応内容
①申請	事業者	申請書等の県への提出（6 ページ 2（3）参照）※申請要件を満たさない場合が多くありますので、事前に窓口への確認をしていただくことをお勧めしています。
②内容確認	県	申請要件の確認（9 ページ 4（1）参照） ※申請内容の確認のため、聞取も行います。
③事務局審査	県	認証基準の確認（9 ページ 4（2）参照） →追記、修正が必要な場合は、事業者へ修正を依頼します。
	事業者	修正の依頼があった場合、概ね 1 週間以内に、内容を修正し、再提出 →期限内の提出がない場合、申請の取り下げとみなされますので、ご注意ください。
④審査会審査 （書面審査）	審査会	事務局審査を通過した申請について、書面審査前の事前確認 （審査する上で必要な情報・根拠資料を追加で求めるもの） →確認事項がある場合、申請者へ回答の依頼をします。
	事業者	事前確認事項があった場合、概ね 1 週間以内に回答 →期限内の提出がない場合、申請の取り下げとみなされますので、ご注意ください。
	審査会	回答を踏まえ、書面審査を実施
⑤審査会審査 （ヒアリング）	事業者 審査会	ヒアリング審査の実施（6 月下旬～7 月上旬を予定） ※書面審査の結果によっては、ヒアリングがない場合もあります。 ※ヒアリングが必要な申請者が、ヒアリングに参加できない場合は、書面のみで審査を行います。十分な審査ができるよう、可能な限り参加してください。
⑥認証企業の 決定	県	審査結果により認否を決定（7 月中旬を予定） 認証書の交付（7 月下旬を予定）

<認証の流れ（イメージ）>



★ヒアリング審査は、令和 8 年 6 月下旬～7 月上旬に開催する予定です。

ヒアリング審査概要：1 社あたり 20～30 分程度

（申請者による取組説明（5 分程度）と、記載内容についての審査員によるヒアリングを予定。）

※申請書の記載状況によっては、ヒアリング審査を行わない場合があります。

※ヒアリングの日程調整は直前になることが想定されます。できるだけ上記日程の確保をお願いします。

3. 申請書の記載方法（記入例は 12 ページ以降に掲載）

(1) 申請書（様式第 1-1 号）の記入（記載例→12 ページ）

①誓約項目へのチェック及び事業者情報を記入してください。

※会社法上の親子関係にある企業が合同で申請を行う場合は、申請者の欄に代表となる企業を記載し、他の構成企業の企業名、所在地、代表者名を括弧書きで追記するとともに、その他の項目についても他の構成企業の内容を追記してください。

②ホームページに会社概要を掲載している場合は、その URL を記載してください。記載がない場合は、パンフレット等概要の分かるものを添付してください。

①基礎情報

企業名、従業員数及び非正規雇用及び外国人雇用の内数、経営者の年齢の基礎情報を入力してください。

→入力内容に応じて、チェックリストに必須マークが追加されますので、初めに入力してください。

②チェック欄、直近1年程度の具体的な取組

- ・各取組項目のチェックリストについて、自社が取り組んでいるものにチェックを入れてください。また、取り組んでいると判断した根拠が分かるように直近1年程度の具体的な取組内容(いつ、誰が、何を行ったか)を記載してください。
- ・KPI 項目についても、別枠となっている場合は、それぞれ目標値や目標に向けた取り組み内容を記載してください。
- ・各取組項目について以下の要件を満たしている場合、「○」と判定します。

<取組項目の要件>

- ・「直近1年程度の具体的な取組」、「2030年の目標」、「今後3年間の取組」の全てを記載していること。
- ※複数の部門を有する企業にあつては全社的な取組となっていること(商品・サービスの開発・提供に関する項目を除く)。
- ・「2030年の目標」と「今後3年間の取組」の記載につながりがあること。
- ・必須マークが付いた内容に取り組んでいること。
- ・一定数以上取り組んでいること。
- ・記載内容に、具体性、妥当性及びチェックリストの内容との整合性があると認められること。

※取組が十分でないものでも、できるだけ直近の取組状況や今後の取組予定などを記載し、社内全体の取組状況がわかるようにしてください。(その項目はチェックを入れずに提出してください。)

4. 審査のポイント

SDGs 経営においては、特定の取組だけでなく、社会・経済・環境の各側面について、バランスのとれた取組が求められていることから、チェックシートを通じて、これらの観点を含め評価することとしています。

(1) 申請の受付要件

- ・申請内容が以下の要件を満たしているもののみ受け付け、審査を行います。

①必須の取組項目

「経済3 法令順守の取組の徹底」が「○」となっている(取り組んでいる)こと。

②取組項目数

申請書上、「○」がついている(取り組んでいる)取組項目の数が次のいずれも満たしていること。

- ・「社会」「経済」「環境」各側面の取組項目について、それぞれ**6項目以上**取り組んでいること
- ・**3つの側面全体で、取り組んでいる項目の合計が21項目以上**であること

(企業名:)		
社会		
経済		
環境		
合計		

←チェックシートの左上の欄で形式的に自動判定されます

■「○」となる(取り組んでいるといえる)には、3(3)②に記載の<取組項目の要件>を満たしていることが必要です。まずは、自社において判断し、チェックしてください。

■事務局は、申請者が「○」を付けた取組について、内容を確認し、取組項目数等の要件を満たしているか判定します。

(2) 審査における評価の視点

- ・申請を受け付けたものについては、主に以下の観点で審査を行います。

①取組項目数の評価

- ・申請者が取り組んでいると判断し「○」を付けた取組項目が、客観的に取り組んでいるといえるか、3(3)②に記載の<取組項目の要件>に照らして審査を行います。
- ・審査の結果、取り組んでいる項目数が、4(1)の要件に合致するかを判断します。

②総合評価

区分	評価の着眼点
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業との関係性などを踏まえた独自性のある内容となっているか ・現状を起点とした積み上げではなく、SDGsの達成に向けた目標設定となっているか ・目指す姿とチェックシートの個別の取組につながりがあるか ・重点的な取組を進める際、インパクトを十分考慮しているか
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの取組を組織的に決定しているか、対外的に表明しているか ・SDGsの取組や意義などについて、社内浸透が図られているか ・事業規模に見合った推進体制となっているか
チェックシートの取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の持続可能性向上に貢献する取組となっているか ・自社の持続可能性向上に貢献する取組となっているか ・地球環境の持続可能性向上に貢献する取組となっているか <p>◎ 以下は、加点対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社が主体的に取り組む内容となっているか ・SDGsの達成に向けた貢献度・インパクトがあるか <p>・【重点項目】環境4 燃料消費量の削減、環境5 電力消費量の削減</p> <p>※国内外におけるカーボンニュートラルの推進の動きや、本県における「環境イニシアティブプラン」の改訂による2030年の温室効果ガス総排出量削減目標の引き上げ、サプライチェーンにおける要請の高まりにより、中小企業にも大きな影響が見込まれることから、本認証においても関連する取組を推進するため、特に評価をするもの。</p>

5. 申請内容の変更

認証後に、認証を受けた内容について、重大な変更をしようとするときは、変更申請が必要です。

【重大な変更の例】

- ・進捗の遅れ等による目標の取り下げや KPI の下方修正
- ・合同申請時の構成企業の追加・削除（申請時の構成企業の単純な吸収や分割などは除く）

※どのような変更が重大な変更となるかは、個別の判断を要するため、まずは事務局にご相談ください。

6. 進捗報告

- ・認証企業には、認証から1年後及び2年後に、取組の進捗状況を報告していただきます。

→チェックシート（様式第2号）の進捗状況・進捗度を追記し、進捗状況報告書（様式第4号）と併せて提出してください。

- ・取組の進捗状況に応じて、事務局から以下の対応をとることがあります。

- ①取組の改善が必要と認められる場合、改善に向けた是正措置を講じるよう依頼
- ②取組の改善が特に必要と認められる場合、認証の継続の是非を審査会に諮る

7. 情報公開

- ・認証企業の取組を広く周知し、県民や県内外の企業からの信頼獲得やパートナーシップ構築、県内の他の企業の取組促進の好循環形成を進めていけるよう、認証を決定したときには、次の内容を県ホームページに公開します。

なお、公開に当たり、機密情報など公開に適さない内容を精査（認証企業へ確認）します。

- ①申請概要書（様式第1-2号）
- ②チェックシート（様式第2号）

- ・進捗報告についても、同様に公開します。

8. 認証の取消

認証企業の事情により、認証の辞退の意思表示があった場合のほか、以下のいずれかに該当する場合は、認証を取り消す場合があります。

- ① 認証企業が、事業を継続することができなくなったとき。
- ② 申請の内容に虚偽その他不正の事実が判明したとき。
- ③ 認証企業が、故意又は重大な過失による法令違反を行ったとき。
- ④ 認証企業の取組が申請書等の内容から著しく逸脱していることが明らかであり、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。
- ⑤ 変更申請の内容が、認証基準に適合していないと審査会が認めたとき。
- ⑥ その他、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

9. 申請書の記入例

(様式第1-1号)

とっとりSDGs企業認証 申請書

令和〇年〇月〇日

鳥取県知事 様

県外本社の場合は、括弧書きで鳥取県内の拠点の所在地も追記してください。

所在地 鳥取県鳥取市東町1丁目220
事業者名 株式会社鳥取エスディーゼズ
代表者職氏名 代表取締役社長 認証 一号

とっとりSDGs企業認証について、下記のとおり申請します。(区分：新規 更新)

記

1 事業者の概要

資本金・出資金等	100 百万円
従業員数	50 人 (うち非正規雇用 7 人) (R6 年 2 月時点)
産業分類上の事業区分	<input type="checkbox"/> 農林水産業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 電気ガス水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸交通業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 医療福祉業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> 教育学習支援業 <input type="checkbox"/> その他 ()
直近売上高	2,200 百万円 (R5 年 3 月決算)

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

2 役員名等

役職名	氏名	フリガナ
代表取締役社長	認証 一号	ニンショウ イチゴウ
取締役会長	認証 太郎	ニンショウ タロウ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

3 連絡先等

担当者職氏名	総務課 企画広報担当 認証 一子
担当者電話番号	0857-26-7602
担当者ファクシミリ番号	0857-26-8117
担当者メールアドレス	tottori@ninsho.co.jp

4 誓約事項

申請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
<input type="radio"/>	申請書等の記載内容が事実であること
<input type="radio"/>	申請者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）が、第4条第1項及び第7条第1項の規定による申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。
<input type="radio"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
<input type="radio"/>	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
<input type="radio"/>	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
<input type="radio"/>	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(注) 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

(添付書類)

(1) 定款及び申請者の概要が分かる資料（概要が分かる資料はパンフレットや下記 URL も可）なおホームページに概要等を掲載している場合は、その URL を記載すること。

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1280308.htm>

(2) 決算書（直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し。）

(3) (※鳥取県の課税対象者となる場合) 鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

鳥取県知事 様

所在地 鳥取県鳥取市東町 1 丁目 2 2 0
事業者名 株式会社鳥取エスディーゼズ
代表者職氏名 代表取締役社長 認証 一号
(合同申請①) 株式会社 ESG
鳥取市・・・
代表取締役社長 鳥取 企業)

とっとり SDGs 企業認証について、下記のとおり申請します。(区分: 新規 更新)

記

合同申請企業の情報も追記

1 事業者の概要

資本金・出資金等	100 百万円
従業員数	50 人 (うち非正規雇用 7 人) (R6 年 2 月時点) 合同申請①: 10 人 (うち非正規雇用 2 人) (R6 年 2 月時点)
産業分類上の事業区分	<input type="checkbox"/> 農林水産業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 電気ガス水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸交通業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 医療福祉業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> 教育学習支援業 <input type="checkbox"/> その他 ()
直近売上高	2,200 百万円 (R5 年 3 月決算) 合同申請①: 1,000 百万円 (R5 年 3 月決算)

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

2 役員名等

全企業について記載(3名以上いる場合は、枠を増やして記入してください)

役職名	氏名	フリガナ
(株)鳥取エスディーゼズ 代表取締役社長	認証 一号	ニンショウ イチゴウ
(株)鳥取エスディーゼズ 取締役会長	認証 太郎	ニンショウ タロウ
(株)ESG 代表取締役社長	鳥取 企業	トットリ キギョウ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

3 連絡先等

担当者職氏名	総務課 企画広報担当 認証 一子
担当者電話番号	0857-26-7602
担当者ファクシミリ番号	0857-26-8117
担当者メールアドレス	tottori@ninsho.co.jp

4 誓約事項

全社を対象として記入すること。様式第2号についても原則全社的に取り組んでいるものを記入することとする。

申請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
<input type="checkbox"/>	申請書等の記載内容が事実であること
<input type="checkbox"/>	申請者(法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。)が、第4条第1項及び第7条第1項の規定による申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。
<input type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(注) 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

事業者名: 株式会社鳥取エスディージーズ

■本社所在地: 鳥取県鳥取市東町1丁目220 ■TEL: 0857-26-7602 ■MAIL: tottori@ninsho.co.jp

県外本社の場合は、括弧書きで鳥取県内の拠点の所在地も追記してください。

取組テーマ: ○○○で○○○を実現する○○カンパニー

記入漏れにご注意ください。

■事業概要 (自社の技術・製品・サービスなど、主な事業について記載)

合同申請の場合は、各企業の情報も追記する。

○○に係る製造、販売を行っており、鳥取営業所では○○の企画開発、製造を主な事業としている。2019年からは○○を活用した△△の製造を始めており、他県からの発注が安定してきた中、オンライン販売で海外需要も増えてきている。

■2030年に目指す姿 (現状を起点とした目標設定ではなく、SDGs 実現に向けた自社のあるべき姿を検討し、記載)

○○を提供する当社は、事業が地域へ及ぼす影響を常に意識し、住民との関わり合いの場を絶やさないことで、「鳥取の○○○といえば□□」と言われるほど身近な企業となることを目指しています。

製造部門が○割を占める当社では、2030年には社内での△△△△を実行し、安全・健康を第一にしなが
ら、従業員の能力を最大限に生かせる職場を実現します。

重点的に取り組む項目を太字にしてください

■SDGsの取組のPRポイント

(目指す姿の実現に向けた取組として、特にPRしたい内容を簡潔明瞭に記載。図や写真等も貼付可。)

「TEAM SDGs

～各部署で毎月一歩ずつ～

当社では、令和5年1月、社長直轄のSDGs推進委員会を設置し、社内全8部署全てに立候補者計8名によるSDGs推進担当を任命しています。毎月17日を原則にSDGs推進委員会を開催しており、「TEAMSDGs～各部署で毎月一歩ずつ～」というプロジェクトを実施しています。

また、最も優れた改善に対して、毎年1月と6月にSDGsアワードを贈る予定です。



▲取組サイクルイメージ

■3側面の重点的取組

(重点的に取り組む項目を太字とし、現状と今後の目標・取組を記載)

社会		
毎年○月に地域の子供たちを対象とした○○○や○○○を行っています。今後は、………を目標に、………に取り組みます。………	認定申請した項目に○印	労働災害の防止 ○
		ハラスメントの防止 ○
		女性の活躍 ○
		障がい者雇用 ○
		多様な人材の活躍 ○
		多様な働き方の促進 ○
		労働者の人権配慮 ○
		社会配慮商品・サービス ○
		地産地消 ○
		地域社会への貢献 ○
		+
経済		
○○のため○○を導入している。……… …今後は、………を目標に、……… ………に取り組みます。………	認定申請した項目に○印	BCP策定 ○
		セキュリティ対策 ○
		法令遵守の取組徹底 ○
		情報公開 ○
		後継者の確保 ○
		市場変化への対応 ○
		経営資源活用 ○
		デジタル化・生産性向上 ○
		雇用の維持・拡大 ○
		人材育成・能力開発 ○
		+
環境		
………を目的に、………などにより………の削減を進めています。………今後は、………を目標に………に取り組みます。………	認定申請した項目に○印	自社の気候変動リスク ○
		社会変化の気候変動リスク ○
		自社による環境への影響 ○
		燃料消費量の削減 ○
		電力消費量の削減 ○
		再生可能エネルギー ○
		廃棄物の削減 ○
		水資源の適正な管理 ○
		環境配慮型商品・サービス ○
		環境面での社会貢献 ○
		+
		SCOPE3への対応 ○

プラスワンとする項目がある場合は項目名を記入して下さい

■トレードオフの分析

(上記重点的取組を推進した際に、トレードオフ(代償)としてどのような負の影響が生じるか、またそのことにどう対処していくか分析を記載)

環境9に記載している〇〇は、……………の面では……………といった好影響が期待できる。一方で、……………
…において、……………であることから、……………などが懸念される。このことについて、当社では、……………により、
……………を行い、……………となるように対応している。

■SDGsの推進体制

以下の該当するものいずれかにチェックしてください。

- SDGs 推進のための部署・責任者等を設置している。**社内浸透を図るための取組も進めている。**
- SDGs 推進のための部署・責任者等を設置している。**社内への浸透をこれから進めて行く予定。**

【推進体制】

※部署名、責任者、人数、役割等を記載。推進体制図など、参考資料があれば記載欄に貼付可。

●部署名:総務課 企画広報担当

●人数:3名

●役割:総括1名…以下2名の業務管理を行う

外部対応1名…広報担当として対外的なSDGsのPR活動のとりまとめを行う

社内教育1名…SDGsの社内研修を企画・運営。自社事業とSDGsを結び付けた一覧表を作成、配布し日頃からの意識を促すなどの普及活動を日常的に実施。

体制図は以下のとおり



【社内浸透の取組】

※SDGsの取組や意義などを社員一人ひとりに周知・認識させていくために行ったことがあれば、その内容を具体的に記載

…年…月…日に……………全職員を対象として……………をテーマに、……………を実施し、……………の社内浸透を図った。

……………
……………
……………

■SDGsの取組の表明 (とっとりSDGsパートナー制度登録、SDGs宣言など対外的に表明しているものを記載)

令和5年3月10日 とっとりSDGsパートナー制度に登録

令和5年4月1日 〇〇プロジェクトチームを発足し、SDGs推進宣言をHPにて公開した。

10. よくある質問と回答 (Q&A)

申請にあたり、不明点があった場合は、まずは、こちらの Q&A をご確認ください。

【制度全般】

Q1 認証制度を創設した目的は何ですか。

A SDGs への取組は、中小企業等の事業活動においても、サプライチェーンや人材確保など様々な場面で、既に目の前の課題となってきたため、こうした経営課題に的確に対応し、**企業価値向上を図るツールとして活用いただくことを目的**としています。

Q2 県独自の認証制度を作ることに、どんな意味がありますか。

A SDGs や ESG に関する開示基準については、国際的な統一の動きはあるものの、グローバルに資金調達を行う大企業が取り組むべき内容となっており、必ずしも地域の中小企業等の経営実態に沿ったものとなっていないのが実情です。

そこで、本県が令和4年に創設した「とっとり SDGs 企業認証制度」は、**中小企業等が SDGs・ESG 経営に取り組む際の羅針盤として、使い勝手の良いツールと位置づけている**ものです。

Q3 認証されると、どんなメリットがありますか。

A 認証制度に取り組むことを通じて、**SDGs の視点で自社の経営を網羅的に再確認**することが可能になります。実際に認証された場合は、一定の**客観性のある形で、SDGs の取組を様々な利害関係者（ステークホルダー）に PR** できます。

また、**県においても、認証事業者の PR を継続的に行っていくことに加え、資金調達支援やビジネスマッチング支援などの施策も活用することが**できます。

Q4 認証の対象者を教えてください。

A 鳥取県内に事務所又は事業所を有する**営利事業**を営む事業者です。

※本制度は SDGs 経営への取組を通じて市場経済における競争優位の源泉となる**企業価値向上**を図ることで、持続可能な経営力の向上や資金調達の円滑化を目的としているため、NPO 法人や社会福祉法人、医療法人などの非営利団体は本制度の対象ではありません。

Q5 大企業でも受けられるメリットはありますか。

A 4 ページに記載したメリットについては、基本的に事業者の規模や業種によらず受け取ることができます。一部の支援等については、中小企業向けになる場合もありますので、支援策の活用時には対象者をご確認ください。

【申請書】

Q6 複数店舗・事業所がありますが、どのような形で申請すればいいですか。

A 本制度は、事業者単位で申請いただくこととしています。店舗や事業所、事業形態の数によらず、法人単位（個人事業主であれば、代表者が行う事業全体）で申請してください。

Q7 県外本社の企業ですが、県外事業所の部分まで含めた取組内容を記載する必要がありますか。

A Q&A6 に記載のとおり、原則として事業者単位での申請を想定しておりますが、県内の事業所に絞った申請とすることも可能です。なお、いずれの形での申請であっても、県の支援施策については、県内の事業所を対象とした取組が支援対象となります。

Q8 他社との合同申請はできますか。
A 資本関係のある親子会社のみ合同申請が可能です。 合同申請の場合は、代表となる事業者が一括して申請を行い、様式 1 号で合同申請を行う旨と各事業者の情報を記載してください（13 ページ参照）。チェックシートへ記入する取組は合同申請を行う全社で行っている取組としてください。 また、合同申請を行った場合、 交付する認証書へは代表事業者名のみが記載されます。

Q9 いろいろな業態があるのですが、業種のチェックは一つでなければいけませんか。
A. 主たる業種一つにチェックをお願いします。

Q10 自分一人でやっている会社ですが、SDGs の推進体制はどう書いたらいいですか。
A 本制度は、事業所規模に応じた取組内容で申請することができる制度としており、一人または小規模の事業者であれば、様々な役割を果たしている経営者自身が SDGs についても推進の責任者となることが想定されるため、そのような記載で構いません。 一方で、一定規模の企業であれば、その規模に応じた推進体制が期待されることです。

Q11 会社でビジョンを作って取り組んでいます、2030 年をターゲットにしていません。別途作る必要がありますか。
A 本認証制度は、2030 年に目指すゴールである SDGs の実現に向けたものであるため、会社のビジョンをベースに、2030 年に目指す姿を記載してください。

Q12 現在の会社のビジョンには、社会やステークホルダーのことまでは記載がありません。別途作る必要がありますか。
A 本認証制度は、2030 年に目指すゴールである SDGs の実現に向けたものであるため、会社のビジョンをベースに、社会やステークホルダーの観点も踏まえて、2030 年に目指す姿を記載してください。

【チェックシート】

Q13 すべての項目を記載しないといけませんか。
A すべての項目を記載する必要はありませんが、申請者の取組の全体像を理解することが、より適切な審査につながりますので、取組が十分でなく、自社の判断では「○」とならない項目についても、できるだけ記載してください。

Q14 いくつの項目に取り組んでいれば、認証されますか。
A 申請上の最低限の要件として、 <u>社会・経済・環境の各側面について 6 項目以上、かつ、全部で 21 項目以上の取組項目が「○」になる必要があります。</u> これを満たした申請について、審査会において認証の可否を審査します。

Q15 項目によって力の入れ方が異なりますが、どうしたらいいですか。
A 該当する内容に取り組んでいればチェックをつけて構いませんが、主体性や取組の地域社会へのインパクトが大きいものはより高く評価される仕組となっています。

Q16 数値を記載する項目がありますが、数値までは把握していません。
A この機会に数値を把握し、SDGs を踏まえた目標を立て取り組んでいただくことも、本制度の目的のひとつです。現時点で把握できていないものについては、専門家派遣などの支援施策も活用し、把握・改善の取組を進めていただきたいと思います。

Q17 具体的に取組内容を記載しようとする、記載欄が小さすぎます。図や表も使って説明したいのですが、どうしたらいいですか。

A 長文で説明する必要はなく、誰が、いつ、何を行ったかなど、簡潔に記載してください。特に力を入れている取組については、別途資料を添付いただいて結構です。その場合、どの項目に対する説明資料かわかるようにしておいてください。

Q18「プラスワン」の項目は何のためにありますか。

A 本制度では、SDGs 経営に必要な取組の全体像をチェックシートにより見える化することとしていますが、様々な関連指標群の中から、社会・経済・環境それぞれについて、中小企業等に幅広く関係する重要度の高い 10 項目（計 30 項目）に絞って構成しており、個別の企業の視点では、30 項目に入りきらない重要な取組項目があることが想定されます。

そのような、既存の項目に入りきらない取組項目も的確に評価できるよう設けたものが、「プラスワン」の項目です。

Q19「プラスワン」の項目は、自社が力を入れていることを書けば、どんな内容でも評価されますか。

A 「プラスワン」の項目は、あくまで既存の項目に入りきらない取組項目を評価するものであるため、記載された内容が、既存の取組項目に該当する内容とみなせる場合は、評価の加算対象にはなりません。

1.1. 参考情報

■物理リスクと移行リスク～TCFD～

- ・企業の持続的発展のためには、企業が直面する気候変動の影響による様々なリスクと機会について、将来的に財務上の重要な影響を及ぼす可能性があるか、ステークホルダーが関心を抱いている事象かという視点で検討し、自社にとっての重要度を評価することが必要です。
- ・そのためには、まず、業界・自社にとって重要な気候関連のリスク・機会が想定・特定できていることが重要です。
- ・リスク・機会項目は、大分類として気候変動による物理的変化に関する物理的リスクと低炭素経済への移行に関する移行リスクに分けられます。

種類	定義	種類	主な側面・切り口の例
物理リスク	気候変動による「物理的」変化に関するリスク	急性リスク	サイクロン・洪水のような異常気象の深刻化・増加等
		慢性リスク	降雨や気象パターンの変化、平均気温の上昇、海面上昇等
移行リスク	低炭素経済への「移行」に関するリスク	政策・法規制リスク	カーボンプライシング、排出量の報告義務の強化、プラスチック資源循環法などの法規制、補助金政策
		技術リスク	既存の製品・サービスを低炭素のものに置き換え、代替技術の研究開発費増加、新たな業務のプロセス導入コスト
		市場リスク	消費者の嗜好の変化による需要減少、エネルギー・原材料コストの上昇
		評判リスク	顧客の評判の変化、投資家や金融機関の評判の変化

- ・事業インパクトの大きいリスク・機会に対しては、どのような状況下でも対応しうるレジリエント(強靱)な対応策を検討しておくことが重要です。
- ・TCFD 提言では、気候変動緩和策・適応策による経営改革の機会を5つに分類し例示しています。

種類	主な切り口の例
資源の効率性	交通・輸送手段の効率化、製造・流通プロセスの効率化、リサイクルの活用、効率性のよい建築物、水使用量・消費量の削減
エネルギー源	低炭素エネルギー源の利用、政策的インセンティブの利用、新規技術の利用、カーボン市場への参画、エネルギー安全保障・分散化へのシフト
製品/サービス	低炭素商品・サービスの開発・拡大、気候への適応対策・保険リスク対応の開発、研究開発・イノベーションによる新規商品・サービスの開発、ビジネス活動の多様化、消費者選好の変化
市場	新規市場へのアクセス、公的セクターによるインセンティブの活用、保険補償を新たに必要とする資産・地域へのアクセス
強靱性	再エネプログラム、省エネ対策の推進、資源の代替・多様化

出所:環境省 TCFD を活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～

■Scope1,2,3～TCFD～

- スコープ1 燃料の燃焼、工業プロセス等、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出
- スコープ2 他者から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出
- スコープ3 原材料の調達、従業員の出張、廃棄物の処理委託など、事業者の活動に関する他者の排出



出所:環境省・経済産業省 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム「サプライチェーン排出量 概要資料」

■温室効果ガスの排出量について

燃料の燃焼等により自社が直接排出した温室効果ガス(Scope1)や他者から供給された電気・熱エネルギーの使用による温室効果ガス(Scope2)の算出にあたっては、環境省公開の排出係数等を参考にしてください。

(参考)環境省 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 算定方法・排出係数一覧

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>

■カーボンフットプリント(CFP)

Carbon Footprint of Product の略語。製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO₂ 排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組み

(参考)環境省 「カーボンフットプリント ガイドライン」の公表について https://www.env.go.jp/press/press_01409.html

「カーボンフットプリント ガイドライン」(別冊)CFP 実践ガイドの公表について

https://www.env.go.jp/press/press_01576.html

■FSC 認証

適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度